

# 相楽郡広域事務組合職員の営利企業等の従事制限 に関する規則

(昭和56年8月制定)

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条第1項の規定に基づく任命権者の許可を必要とする地位及び同条第2項の規定に基づく許可の基準を規定することを目的とする。

(許可を必要とする地位)

第2条 法第38条第1項に規定する任命権者の許可を必要とする地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれに準ずるものとする。

(許可の基準)

第3条 法第38条第1項の規定により許可の申請があったときは、次の各号の一に該当する場合を除き、かつ、法の精神に反しないと認める場合に限り許可することができる。

(1) 職務の遂行に支障のおそれのある場合

(2) 職員の占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合

(3) 職員の身分上ふさわしくない性質をもつ場合

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。